**平成２１年（フ）第５１２号**
愛知県稲沢市小沢３丁目16番20―303号
債務者　浅野　里美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　隆行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第１５５６号**
仙台市太白区四郎丸字落合12番地の29
債務者　田中　一弘
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月５日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第２６２号**
福島県郡山市田村町桜ヶ丘２丁目277番地
債務者　内藤　雅夫
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２１年（フ）第８００号**
兵庫県西宮市五月ヶ丘10番26―105号
債務者　紙屋　憲一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第４６２号**
愛知県一宮市多加木１丁目21番１号　コーポ中道東201号
債務者　岩田　春雪
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第５０４号**
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字北東川95番地Ａ―102号
債務者　吉田　末信
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第５３３号**
北海道北斗市追分４丁目10番13―103号　フォレストリーＢ館
債務者　鳴海　涼太
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第５３５号**
函館市昭和１丁目16番５号
債務者　菊地　映美（旧姓塚尾）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第１４３３号**
さいたま市北区日進町２丁目171番地２　コスモ大宮日進503
債務者　天野　千恵
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第２５９号**
愛知県新城市字宮ノ西９番地４
債務者　池田　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第２９０号**
愛知県豊橋市大岩町字本郷１番地４―１―303
債務者　山上　節子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第７５号**
滋賀県長浜市南高田町662番地１
債務者　山崎　弘子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２１年（フ）第４００号**
岡山県倉敷市中島1881番地
債務者　齋藤　時子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第４０１号**
岡山県倉敷市玉島長尾91番地１ロンクーＢ棟103
債務者　本田　紀正
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第３１４号**
釧路市鳥取北９丁目１番23号
債務者　貞金美知代
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３５１号**
釧路市春採４丁目17番114号　クレインヴィラＢ214
債務者　小池　凌子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第３２８号**
愛知県豊川市久保町流レ10番地の７
債務者　日野　安子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部